

議案第105号

つくばセンター広場の指定管理者の指定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年12月1日

つくば市長 五十嵐立青

つくばセンター広場の指定管理者の指定

つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号）第4条に基づく指定管理者は、次のとおりとする。

1 公の施設の名称

つくばセンター広場

2 指定管理者

法人名 つくばまちなかデザイン株式会社

所在地 茨城県つくば市吾妻一丁目10番地1 つくばセンタービル1階

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

（提案理由）

つくばセンター広場の指定管理者としてつくばまちなかデザイン株式会社を指定するため、この案を提出するものである。

つくばセンター広場
指定管理者候補者選定検討結果報告書

令和4年(2022年)10月27日
つくば市指定管理者候補者選定検討会議
(事務局：つくば市政策イノベーション部企画経営課)

「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」（平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。資料 1 参照）を開催し、条例第 4 条第 2 項の規定による非公募で条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

1 指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービスの向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成 15 年に指定管理者制度が創設された。

2 施設の概要

- (1) 名称 つくばセンター広場
- (2) 所在地 資料 2 「つくばセンター広場施設概要」参照
- (3) 施設の設置目的 資料 2 「つくばセンター広場施設概要」参照
- (4) 設置年 資料 2 「つくばセンター広場施設概要」参照
- (5) 施設根拠 つくばセンター広場条例（昭和 62 年つくば市条例第 42 号）
- (6) 施設の概要等 資料 2 「つくばセンター広場施設概要」参照

3 指定予定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所属等	氏名	備考
1	副市長	松本 玲子	座長
2	市民委員	木村 京子	外部委員
3	市民委員	澤内 真人	
4	税理士	高谷 豊	

5	茨城大学 社会連携センター 講師	武田 直樹	
6	つくばクラフトビアフェスト実行委員会 代表	永田 洋	
7	社会保険労務士	宮田 美冬	
8	都市計画部長（施設所管部長）	大里 和也	庁内委員
9	政策イノベーション部長	藤光 智香	
10	財務部長	中島 弘志	

5 選定までの経過

令和4年10月12日（水）～令和4年10月13日（木） 申請書類受付

令和4年10月14日（金）～令和4年10月19日（水）

第一次審査（都市計画部学園地区市街地振興課、政策イノベーション部
企画経営課による書類審査）

令和4年10月27日（木） 第4回指定管理者候補者選定検討会議開催

第二次審査（施設概要説明、プレゼンテーション、候補者選定等）

6 申請者の名称及び所在地（受付順）

【申請者1】 名称：つくばまちなかデザイン株式会社

所在地：茨城県つくば市吾妻一丁目10番地1

7 申請者の指定管理料提示額

年度	申請者1	市上限額
令和5年度	7,909千円	8,044千円
令和6年度	7,832千円	8,044千円
令和7年度	7,755千円	8,044千円

8 審査

申請要項に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施した。

(1) 第一次審査（書類審査／都市計画部学園地区市街地振興課、政策イノベーション部企画経営課）

申請要項に基づく申請書類、資格要件等に関する審査

(2) 第二次審査（プレゼンテーション／検討会議）

- ① 申請者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング
- ② 選定方法に基づく審査

9 選定方法

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準（資料3参照）に基づき、採点表（資料4参照）を用いて選定を行った。

10 選定結果

(1) 候補者

【申請者1】

名 称：つくばまちなかデザイン株式会社

所在地：茨城県つくば市吾妻一丁目10番地1

代表者：代表取締役 内山 博文

設 立：令和3年4月1日

資本金：1億2,100万円

事業内容：パブリックスペースを活用したにぎわい創出事業。働く人を支援する場の整備運営事業。まちづくりに関する企画・運営、調査、設計及びコンサルタント業務。各種イベントの企画、制作、演出及び運営並びに請負業務。公共施設の活用・管理運営事業及び運営業務の受託等。

主な実績：資料6（類似施設業務実績一覧表）参照

11 選定理由

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準第6条の2に基づき、申請者1を候補者として選定した。

〇つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱

平成18年10月12日

告示第345号

改正 平成19年 3月28日告示第135号 平成20年 8月 1日告示第438号
平成21年 5月26日告示第245号 平成22年 3月30日告示第146号
平成23年 3月31日告示第164号 平成25年 5月24日告示第401号
平成27年 3月31日告示第383号 平成27年 9月 2日告示第1086号
平成29年 3月31日告示第422号 平成29年 6月28日告示第778号
平成30年 4月23日告示第506号

(設置)

第1条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）第4条の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（平20告示438・一部改正）

(所掌事務)

第2条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定予定施設」という。）に係る指定管理者の候補者の検討を行い、当該検討結果を市長に報告する。

（平20告示438・全改）

(組織)

第3条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする指定予定施設ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の検討会議とすることができる。

2 検討会議は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験等を有する者で市長が選定するもの
 - (2) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者で、公募により市長が選定するもの
 - (3) 政策イノベーション部を担当する副市長（以下「副市長」という。）、指定
予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員
- 4 市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、委嘱を受けた日から指定予定施設の
指定管理者の指定を行う日までとする。

（平19告示135・平21告示245・平23告示164・平25告示401・平27告示
383・平29告示422・平29告示778・平30告示506・一部改正）

（会議等）

第4条 検討会議に座長を置く。

- 2 座長は、副市長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員
がその職務を代理する。
- 5 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 検討会議の会議は、公開する。ただし、座長の発議により出席した委員の半数
以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができ
る。
 - (1) つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条各号の不開示
情報に関し検討を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められ
る場合
- 7 審査の対象となる者と利害関係を有する委員は、当該審査に係る会議に出席す
ることができない。ただし、条例第4条第2項に規定する者を指定予定施設の指
定管理者の候補者として選定することについて検討を行う場合は、この限りでな
い。

(平19告示135・平25告示401・平27告示1086・平29告示778・一部改正)

(委員の責務)

第5条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、会議の過程において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員としての任期が終了した後も同様とする。

(平25告示401・一部改正)

(結果の公表)

第6条 検討会議の作業の概要については、公表するものとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において行う。

(平21告示245・平22告示146・平23告示164・平27告示383・平29告示422・一部改正)

附 則

この告示は、平成18年10月12日から施行する。

附 則 (平成19年告示第135号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第438号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成21年告示第245号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第146号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第164号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第401号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年告示第383号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第1086号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年告示第422号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第778号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年告示第506号）

この告示は、公表の日から施行する。

つくばセンター広場 施設概要

- (1) 名称
つくばセンター広場
- (2) 所在地
茨城県つくば市吾妻一丁目10番地 1
- (3) 施設の設置目的
多様な憩いと集いの場及びにぎわいの場を市民に提供することにより、市民の相互の交流及び生活文化の向上に寄与する。
- (4) 施設根拠（条例名）
つくばセンター広場条例（昭和62年つくば市条例第42号）
- (5) 施設の概要等
 - ① 施設
 - ア モニュメントプラザ
 - イ フォーラム
 - ウ ペディストリアンプラザ
 - エ デッキピロティ
 - オ 倉庫
 - カ 水景施設
 - ② 設備
空調設備、消防設備、自家用電気設備、照明設備、分電盤、給排水設備
 - ③ その他
水飲み、円形ベンチ、案内板、樹木、花壇
※つくばセンター広場には、駐車場はありません。
- (6) 改修工事について
指定管理期間中の令和 5 年度の一部期間、つくばセンター広場の改修工事を予定しています。

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）における指定管理者候補者（以下「候補者」という。）及び候補者の次に候補者としての資格を有する者（以下「次点候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(採点表)

第2条 検討会議における候補者及び次点候補者の審査及び選定に当たっては、別紙1の採点表を用いるものとする。

- 2 審査項目の配点は原則として5段階評価とするが、特に必要と認める審査項目については7段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に応じて適切に定めるものとする。

(実績評価表)

第3条 現指定管理者が指定管理業務を行っている施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙2の実績評価表を用いて総合評価を行い、検討会議に報告するものとする。

- 2 前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

(検討会議による承認)

第4条 採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、検討会議の承認を得るものとする。

(基準点)

第5条 指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。

- 2 基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

3 委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しない。

(選定方法)

第6条 候補者及び次点候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施し、候補者及び次点候補者を選定するものとする。

2 候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 申請者が1者の場合 各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 申請者が2者以上の場合 各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 指定管理料提示額の最も低い者

イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の5つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

3 次点候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 候補者以外の申請者が1者の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に次点候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 候補者以外の申請者が2者以上の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を次点

候補者として選定するものとする。同点により第 1 順位となる者が 2 者以上となった場合にはいずれの者も第 1 順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 指定管理料提示額の最も低い者

イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ 7 段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の 5 つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

附 則

この基準は、平成 28 年 8 月 9 日から施行する。

この基準は、平成 29 年 2 月 3 日から施行する。

この基準は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

つくば市〇〇〇〇〇 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号		
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号		
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号		
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳		
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号		
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号		
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号		
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳		
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税		
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書		
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート		
13	市内に主たる事務所を有しているか			
14	(その他、施設所管課で設定する項目があれば入力) ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など			
15	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合計点数				(基準点)
適・否				

つくばセンター広場 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5 : 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7 : 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	まちなかデザイン	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	7		4
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	5		3
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	5		3
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	5		3
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5		3
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5		3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	7		4
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5		3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5		3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	7		4
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5		3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5		3
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税	5		3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書	5		3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート	5		3
13	その他、総合的に見た熱意等 ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		5		3
14	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表	—		—
合計点数			86		(基準点) 51
適・否					

●10/27(木) 第4回指定管理者候補者選定検討会議

つくばセンター広場 採点結果表

基準点:51点

	選定委員	採点結果	
		①つくばまちなかデザイン株式会社	
		得票	点数
1	A	適	62
2	B	適	66
3	C	適	57
4	D	適	80
5	E	適	61
6	F	適	57
7	G	適	55
8	H	適	52
9	I	適	60
10	J	適	67
	得票合計 点数合計	10	617

会 議 録

会議の名称	令和4年度第4回つくば市指定管理者候補者選定検討会議			
開催日時	令和4年10月27日（木）14：35～15：30			
開催場所	市役所 5階 庁議室			
事務局（担当課）	政策イノベーション部企画経営課			
出席者	委員	木村委員、澤内委員、高谷委員、武田委員、永田委員、宮田委員、松本副市長（座長）、大里都市計画部長（つくばセンター広場所管）、藤光政策イノベーション部長、中島財務部長		
	主管課	学園地区市街地振興課：渋谷課長、藤原課長補佐兼係長、工藤主事（記録者）		
	事務局	政策イノベーション部企画経営課：大越次長、横田課長、中村課長補佐、岩橋係長、高橋主任、瀬戸主任		
公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数 0人
非公開の場合はその理由	選定にあたっては、企業の内部事情やノウハウ等、つくば市情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する情報の聴取が予想されるため非公開とする。			
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 つくばセンター広場に係る指定管理者候補者の選定</p> <p>（1）施設概要、募集概要、申請状況及び類似施設の運営状況について</p> <p>（2）採点表における各審査項目の配点の承認について</p> <p>（3）申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点</p> <p>① つくばまちなかデザイン株式会社</p> <p>（4）集計結果報告及び指定管理者候補者の決定</p> <p>3 閉会</p>			

<会議概要>

○事務局 次に、つくばセンター広場に係る指定管理者候補者の選定を行います。

皆様、よろしくお願いいたします。初めに、配付資料の確認を行います。

【資料確認】

それでは、この後の会議の進行につきましては、座長である、松本副市長に行っていただきます。よろしくお願いいたします。

○座長 ただいまからつくばセンター広場に係る指定管理者候補者の選定を行いたいと思います。第1回の会議で決定させていただいた通り、第2回以降の会議では、申請者によるプレゼンテーション、ヒアリングの際には、つくば市情報公開条例に規定される不開示情報を含むものとして、プレゼンテーションの前までは公開で、プレゼンテーション以降は非公開とします。それでは傍聴者の方がいらっしゃいましたら、入室をお願いします。

-傍聴者なし-

○座長 それでは会議を進めさせていただきます。今回のつくばセンター広場は追加で選定を行うために、まず、施設概要等の説明、それから採点表における各審査項目の配点の承認を行いたいと思います。次第の3『(1)施設概要、募集概要、申請状況及び類似施設の運用状況について』と、『(2)採点表における各審査項目の配点について』、所管課の学園地区市街地振興課から説明をお願いします。

○学園地区市街地振興課

【施設概要、募集概要、申請状況、類似施設の運用状況及び採点表における各審査項目の配点について説明】

○座長 ただいま説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

○委員 応募されているつくばまちなかデザイン株式会社は、一期目の事業年度が終わっただけなんですね。つくばセンター広場の指定管理で行う事業は、今まではどこがやっていたか教えていただけますか。

○座長 担当課から説明をお願いします。

○学園地区市街地振興課 今まではつくば市の学園地区市街地振興課が直営で行っておりまして、一部業務委託等を行っていましたが、市の直営で行ってました。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○座長 それでは採点表の配点の承認に移りたいと思います。今説明がございましたが、38 ページのこの採点表ですが、3 項目についてのみ、通常の5 点より7 点ということで高配点にしておりますが、こちらについていかがでしょうか、ご意見ありますか。特によろしければ、この配点で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

-異議なし-

○座長 それでは、事務局から今承認いただいた採点表を配りたいと思います。

【採点表配付】

○座長 今お配りした採点表を使って、このあとプレゼンテーション受けて採点をしていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。傍聴者はいらっしゃらないのでこのまま非公開の会議となりますが、続けさせていただきます。

それではプレゼンテーションに入りたいと思います。申請者のつくばまちなかデザイン株式会社の入室をお願いします。

【つくばまちなかデザイン株式会社によるプレゼンテーション】

○座長 御説明ありがとうございました。それでは委員からの質問に、移らせていただきたいと思います。質問のある方、お願いいたします。

【情報公開条例第5 条第2 号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

○座長 その他ございますか。

【情報公開条例第5 条第2 号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

○座長 その他いかがでしょうか。

【情報公開条例第5 条第2 号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

○委員 本サービスっていう時に、配送なので、住民の居宅に配送サービスでよろしいでしょうか。

○つくばまちなかデザイン 現在はデイズタウン内の西友とスタバから、周辺の住宅とオフィスに対して配送しております。

○委員 ありがとうございます。

○座長 他にございますか。

○委員 ありがとうございます。委員からも質問ありましたが、これからのスーパーシティっていうところで、このエリアっていうのは重要なエリアの一つかなと私としては思っています。楽天のロボット配送サービスをされていると思いますが、そのほかの様々なサービスとかっていうのも本格的なビジネスとしてされると思います。たぶんイベントとかになるのかなと思いますが、今後具体的に何か予定とか、どういう形でスーパーシティとかに貢献できるのかとか、もしお考えあれば教えていただければありがたいです。

○つくばまちなかデザイン ありがとうございます。今回のセンター広場の指定管理の内容とは直結はしないところではありますが、やはりつくば駅周辺で一番課題となっているのは、近距離の移動、人の移動です。ヒューマンスケールではない街になっていて子供とかは歩きにくくなっているの、自動運転の人が乗るモビリティとかについては我々が主で運行することも検討したいと思っております。

○委員 ありがとうございます。わかりました。

○委員 ご説明ありがとうございます。イベントを実施している立場から気になる点を確認してさせていただきたいのですが、今センター広場でイベントを実施させていただいて、つくば市のペデカフェプロジェクトでの一環でイベントをさせていただいているのですが、こちらは、その後はどうなる予定でしょうか。

○座長 それは事務局からご説明をお願いします。

○学園地区市街地振興課 こちらは市の取組に関する部分ですので、施設所管課からご説明します。ペデカフェプロジェクトは、つくば駅周辺のイベントを円滑に行えるように、市と事業者、主体者との役割分担を決めて行うという取組ですので、基本的にその考え方は引き続き、継続しながら、指定管理者になったことによって、例えば、これまでは、申請について、つくばセンター地区活性化協議会に必要な申請、つくば市に必要な申請と手続きを分けて行ったり、物品の貸し出しをつくば市に申請しながら、つくばセンター地区活性化協議会やまちなかデザインの物品も借りたりということで、窓口が分かれていたり、市の職員が駅前に物品貸し出しのために出向いて、ということもしていましたが、基本的なペデカフェの考え方は踏襲しつつ、サービスをワンストップでできるような形で、今後指定管理者と連携して進めていきたいと思っております。

○委員 ありがとうございます。

○座長 その他ございましたらお願いします。

【情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

○座長 はい、その他ありましたらお願いします。

○委員 ありがとうございます。今回まちなかデザインということで、応募されているんですが、他の事業者ではできない、御社の特徴とかあれば教えていただければと思います。

○つくばまちなかデザイン ありがとうございます。一番は、イベントのワンストップサービスというところが大きいかなと思っておりまして、我々はつくばセンター地区活性化協議会というイベントの支援もやっている団体の事務局も担っておりますので、センター広場の管理と一体となることで、他にはできないような、いろいろな支援や管理ができるんじゃないのかなと思っております。

○委員 ありがとうございます。

○座長 その他ございますか。それでは以上で質問を締め切らせていただきたいと思います。申請者の方はご退室いただければと思います。今日はありがとうございました。

【申請者退出】

○座長 それでは採点表の方にご記入いただきたいのですが、その前に事務局や所管課に確認したいことがございましたらお知らせください。

それでは記入の方お願いしたいと思います。

～採点～

○座長 皆さん記入の方は終わりましたでしょうか。回収は事務局お願いいたします。

○事務局 それでは、これから事務局で集計を行います。約10分程度お時間をいただきたいと思いますので、10分間の休憩にしたいと思います。よろしくお願いたします。

【休憩】

○座長 皆さんお揃いのようなので、集計結果を事務局から報告いたします。

○事務局 集計結果につきまして、事務局からご報告させていただきます。

今回、申請者1者にプレゼンテーションを行っていただきまして、事務局にて集計を行いました。

本日の基礎資料4、つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準の第5条第3項で、委員の過半数が基準に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しないと規定しております。

今回は、今お配りさせていただきました採点結果表の方にも記載しておりますが、基準点が51点となっております、適と評価した委員が10名となりました。

以上、事務局からの集計結果のご報告とさせていただきます。

○座長 はい。ただいまの集計結果の報告ですが、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは当検討会議といたしまして、申請者つくばまちなかデザイン株式会社を、つくばセンター広場の指定管理者候補者として、市長に報告をさせていただきますしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

-異議なし-

○座長 それではこの後報告書案について事務局から説明をお願いします。

○事務局 【報告書（案）について説明】

○座長 それでは報告書案の説明がございましたが、ご意見ご質問ございましたらお願いします。特によろしければ、案どおりでよろしいでしょうか。

-異議なし-

それではこの報告書によって市長に報告いたしまして、事務局からご説明ありましたように12月議会の方に上程したいと思っておりますので、ありがとうございます。

それでは以上で、つくばセンター広場に係る指定管理者候補者の選定を終了したいと思います。最後に事務局から全般で何かありましたらお願いします。

○事務局

【連絡事項】

○座長 委員の皆様には御多忙中ご出席いただきましてありがとうございます。特にコアメンバーの方には、何度もお越しいただきまして本当にありがとうございます。引き続き市政運営にご協力いただきますことをお願いいたします。感謝の御挨拶といたしたいと思います。本当にありがとうございました。

<終了>